

茨木市こんにちは赤ちゃん事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、育児に関する助言及び子育て支援に関する情報等の提供を行うことにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、もって乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的とする。

(対象家庭)

第2 茨木市こんにちは赤ちゃん事業(第3及び第8において「事業」という。)の対象となる家庭は、本市に住所を有する生後4か月以内の乳児のいる家庭(以下「対象家庭」という。)とする。

(事業の内容)

第3 実施する事業の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 育児に関する不安、悩み等の聴取及び相談
- (2) 子育て支援に関する情報等の提供
- (3) 支援が必要と認める対象家庭に対する提供サービスの検討
- (4) 関係機関との連絡調整

(実施方法並びに訪問の時期及び回数)

第4 第3第1号及び第2号に掲げる事項は、対象家庭を訪問することにより実施するものとする。

- 2 前項の訪問の時期及び回数は、対象家庭の乳児が生後4か月以内である時期に、原則として1回とする。ただし、対象家庭の都合等により生後4か月以内である時期に訪問できなかったときは、生後5か月以内の時期とする。

(訪問者)

第5 対象家庭を訪問する者(第6において「訪問者」という。)は、保育士又は看護師の資格を有する市職員とする。

(訪問の記録)

第6 訪問者は、訪問終了後、速やかに訪問記録票を作成しなければならない。

(訪問者連絡調整会議等)

第7 子育て支援課長は、訪問により支援が必要と認めるときは、関係機関等に報告し、又は関係機関等と訪問者連絡調整会議を開催し、適切な支援に結びつけるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から実施する。

